

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案 新旧対照表

◎出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（上陸の拒否）

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四十四号）に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（同法第七条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。次号において同じ。）の患者（同法第八条（同法第七条において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見がある者

一の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法

律に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症のうち、前号の規定に該当する者の上陸を拒否することのみではその病原体が国内に侵入することを防ぐことができないものとして政令で定めるもの（以下の号において「特定感染症」という。）が現に流行し、又は流

現 行

（上陸の拒否）

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四十四号）に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（同法第七条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第八条（同法第七条において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見がある者

〔新設〕

行するおそれのある地域として政令で定める地域に本邦への上陸の申請の日前政令で定める期間内に滞在したことがある者その他の本邦への上陸により特定感染症の病原体が国内に侵入するおそれがあると認められる者として政令で定める者

2 二〇十四
〔略〕

〔略〕